

青森県報

第八百号

令和六年
八月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………
- 特定行為業務の登録……………
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………
- 住民基本台帳ネットワーク機器賃貸借契約に係る一般競争入札……………
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………

が
生
活
策
課
慣
病
・
一

(同) …… 一

(高
保
障
課
齢
福
祉
一
二

(障
福
祉
課
が
い
二

(行
政
経
営
課
…… 三

(構
造
政
策
課
…… 四

告 示

青森県告示第四百四十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和六年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	変 更 日
医療法人盛ハート・クリニック	医療法人盛ハート・クリニック		訪問看護ステーションはーとけあ	青森市中央一丁目二七の五	令和五・六・一
医療法人マルモ、盛ハート・クリニック	医療法人盛ハート・クリニック			青森市青葉一丁目二の二二	
				青森市奥野一丁目一の九	令和六・三・一

青森県告示第四百五十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	指定医 の区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 する 診 療 科 名	変 更 日
難病指定医	難病指定医			青木 計績	青森市民病院	外科	令和四・四・一
					八戸市立市民病院		
					八戸市田向三丁目一の一		
					青森市勝田一丁目一四の二〇		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	定難 医指	定難 医指		定難 医指		定難 医指		定難 医指		定難 医指	定難 医指
	小西 栄	遠藤 哲		武田 温		山崎 堅		佐々木 亮		伊藤 卓	
院青 森市 民病	病研 院所 青森	人公 鷹揚 郷法 腎法	石健 病康 院保 険黒	院む つ 総合 病	院学 部附 属病	院学 部附 属病	院青 森市 民病	院学 部附 属病	院学 部附 属病	ク木 クリ ニツ	医療 法人 桂
目青 森市 勝田 一丁	一字 岡部 一〇 一の	丁黒 目石 七市 〇北 美町 一	丁む つ市 小川 町一	五弘 三前 市大 字本 町	丁む つ市 小川 町一	五弘 三前 市大 字本 町	目青 森市 勝田 一丁	目青 森市 勝田 一丁	五弘 三前 市大 字本 町	目青 森市 桂木 四丁	目六 の三 七
ひ尿 器科	泌尿 器科	科消 化器 内		整形 外科		科循 環器 内	こう 耳鼻 いん 科	外科 耳鼻 咽 頭 部 喉	科乳 腺外 科内 科	科乳 腺外 科内 科	科乳 腺外 科内 科
	〃	〃		〃		六・四・一		五・二〇・一		四・七・一	

変更後	変更前
定難 医指	定難 医指
星 克樹	星 克樹
都心 会療 市会 病院 青森 新	三沢 市立 三 沢病 院
目青 森市 石江 三丁	三沢 市大 字三 字堀 口一 六四 の
	科循 環器 内
	六・七・一

青森県告示第四百五十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

三五〇 〇二〇 〇一	〇二〇 二二 三九	番登 号録	年登 月録	名氏 名又 称は	住 所	名事 称業	所業 所在地	年予 月務 日開 始定	備 考
〃	〃		令和 六・八・一	会法 人拓 心社	の樋 野市 三二 二二 二二 水原	俱五 楽川 部原	の樋 野市 一三 二二 二二 水原	令和 六・八・一	通所 リテ リハ シヨ ン
〃	〃			会法 人拓 心社	の樋 野市 三二 二二 二二 水原	タデ イス ラン ポー ール	の樋 野市 一三 二二 二二 水原	〃	通所 介 護

青森県告示第四百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
	社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	生活介護	サポートセンター	令和六・七・三

公 告

住民基本台帳ネットワーク機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

住民基本台帳ネットワーク機器 一式

二 賃貸借期間

令和七年二月一日から令和十二年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入開札のときまでの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和六年八月三十日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎 北棟五階五一〇会議室

令和六年九月九日 午前十時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和六年度の契約金額とする。ただし、令和七年度から令和十年度までの各年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額とし、令和十一年度の契約金額は落札価格に五を乗じた額とする。

6 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和六年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三三二の一	畑	四、七三八のうち三、〇〇〇

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和六年二月一日	二年

四 借賃に相当する補償金の額

四万八千円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
平成二十二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭